



## お知らせ

記者発表資料

令和7年6月20日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

日精株式会社 東京都港区西新橋1丁目18番17号  
住友重機械搬送システム株式会社 東京都品川区西品川1丁目1番1号  
フジパスク株式会社 東京都世田谷区上馬4-2-5  
IHI運搬機械株式会社 東京都中央区明石町8-1  
日本コンベヤ株式会社 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル  
新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1

### 2. 指名停止措置期間

○令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日 (2ヵ月)  
日精株式会社  
住友重機械搬送システム株式会社  
IHI運搬機械株式会社  
新明和工業株式会社  
○令和7年6月20日 ～ 令和7年10月19日 (4ヵ月)  
フジパスク株式会社  
日本コンベヤ株式会社

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

別紙のとおり

### 5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

### <問い合わせ先>

#### 中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約課長

さくらい よしひこ 櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた たかひさ 廣田 貴久 (内線2514)

#### 港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官

ひらもと けんじ 平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

つじ こういちろう 辻 孝一朗 (内線132)

別紙

#### 4. 事実の概要

日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジパスク（株）、I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

また、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

当該業者は建設業者から特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

#### 5. 指名停止措置理由

##### (1) 独占禁止法違反行為（措置要領別表第2第5号）

当該業者が、独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為（一般工事））及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号>

| 措 置 要 件                                                                                                           | 期 間                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| (独占禁止法違反行為)<br><br>5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から<br><br><u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u> |